

大規模小売店舗立地法に基づく運営方法の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、岡山県に下記の事項について届け出を行っています。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ビジターセンターやかげ
所在地 岡山県小田郡矢掛町里山田 952 番地 14 ほか

2 変更しようとする事項 ※該当項目のみ記載

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場 1	1 か所	出入口 1
駐車場 2	2 か所	出入口 2、出入口 3 (入口専用)
駐車場 3	1 か所	出入口 4
合計	4 か所	

(変更後)

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場 1	2 か所	出入口 1、【増設】出入口 5 (出口専用)
駐車場 2	2 か所	出入口 2、出入口 3 (入口専用)
駐車場 3	1 か所	出入口 4
合計	5 か所	

3 変更する年月日

令和 8 年 9 月 15 日

4 変更する理由

駐車場 1 に出入口 5 (出口専用) を増設し、退店車両を分散することで、駐車場内および駐車場出入口の混雑の緩和と安全性の向上を図るため。

